

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 中嶋 博

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1985年5月25日発行

第17巻 第5号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 17 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの自然と国柄

Scenic Appearance and National Character of Sweden

顧問 三宅喜二郎

Kijiro Miyake, Adviser

予てからの希望が叶って私は、1968年6月スウェーデンに大使として赴任し (アイスランドも兼任)、2年半在勤した。

スウェーデンの国民は一般に質実剛健で、その外交も中正、筋の通った平和政策を積極的に推進している。

スウェーデン人は shy などところもあるが、懇意になると、外交官でもざつとばらんに話してくれたり、その言うことは信用できるものであった。また、こちらに善意と誠意があれば、それをよく判ってくれた。我国との或る交渉案件が或る点で難航した際、私は先方の要望にも一理ありと思ったので、本省へ進言して、我方が譲歩することで、交渉がまとまった。スウェーデンの関係者は非常に喜び、外務次官が特に私を招いて、懇ろに謝意を表明してくれたということがあった。

スウェーデンは、正義・人道の見地からも発展途上国への経済援助等に最も熱心な先進国である。三木外相がストックホルムに来られた際、国会へ向けてデモが行われていた。何のデモかと問われたので、私が「発展途上国への援助をもっと増額せよ」とのスウェーデン人のデモである旨説明したところ、外相は、「そういうデモは初めて見た」と、深く感服された。

私は、もちろん、大防空壕、老人ホーム・福祉施設、病院、そして、広々とした清々しい公営墓地までも見て廻り、周到な計画性に感心した。い

ろいろの工場を見せてもらったが、特に感銘したのは、社長らが現場のことまでもよく把握していて、自から親切に説明してくれたことであった。この一事でもわかるように、スウェーデンの各界の特に指導者たちは、しっかりしている。なお、選挙における買収や政界の汚職事件などは、聞いたことが無かった。

スウェーデンその他北欧の自然の風景はまことに清らかで美しい。殊に、私の印象に刻まれているのは夏木立の姿である。真直ぐに立つ青々とした木々、整然とした姿で茂る林。あたかもスウェーデンの国柄を象徴しているように感じた。そのことを、私は次の俳句に詠んだのである。

夏木立姿勢正しや国柄も

(意識) The clumps of trees in summer stand straight in posture, and such is the national character of Sweden too.

目次

スウェーデンの自然と国柄……………三宅喜二郎… 1
「スウェーデンにおける医療保障制度の将来 ビジョンに関する調査」調査報告書② 新法律の中の老人施設……………小野寺百合子… 2 (SOU1984:44)社会計画における保健政策。 住環境、労働環境、失業、食事の基礎的研究 ……………藤岡小太郎… 3
研究会報告…………… 3
体外受精規制法答申出る……………菱木昭八朗… 4

スウェーデンにおける医療保障制度 の将来ビジョンに関する調査 報告書 (2)

Research Report on the Swedish Health Services
in the 1990s (2)

新法律の中の老人施設

顧問 小野寺 百合子

社会サービス法は1982年1月1日に、保健・医療サービス法は同年6月30日にそれぞれ発効し、スウェーデンの社会福祉の上に大きな転機となった。この二つの法律に共通するところは、法律では大きな枠組だけを規定し、各人の問題は個人々の状況を考慮し個人の意志により自己決定すべきものとしている。そして従来以上に究極の責任を社会サービス法においては地方自治体に、保健・医療サービス法においては県に負わせ、それぞれの地域内の住民のためのサービスにつき自由裁量の幅を当局に大きく持たせた点が特徴である。

この二つの法律の中から老人施設に関わる部分を見ることにする。スウェーデンの老齢年金受給者は、平均して88%が自己住宅に住み、サービスハウス等の公的アパートに住む者を含めて、94%が自主的生活をしている。施設にはいっている者は、老人ホームに4.1%、ナーシングホームに1.0%、病院に0.4%である(資料、スウェーデン保健・社会省1983)。この在宅老人および老人ホームは、社会サービス法の下にあって、地方自治体が全責任を持つことになっている。老人施設のうちのナーシングホームは病院のカテゴリーにはいるので、保健・医療サービス法のカバーするところで県の責任下にある。

この分類は新しいものではなく、以上の公的統計にも使われているし一般に通用するものであるが、新しい二つの法律には「老人ホーム」の名称はなく「全生活サービスハウス」となっている。もともとサービスハウスは年金者ホームの概念に老人向けサービスを備えた公的アパートであって、入居者は家賃を払い有料サービスを選択して自立生活を営むものである。その中に取込まれた「全生活サービスハウス」は実質上従来の老人ホームそのままであって、新社会サービス法第20条に「特別援護を必要とする老人のため、地方自治体

は共同サービス付き住居を世話しなければならない」として老人ホームを位置づけ、さらに第35条で料金の徴収を認め、「入居者は個人用に足りるだけの金額を保有する」と定めている。また別の社会サービス制度法(1981)の中では「徴収額は実費を越えてはならない」「保有額は本人の消費額を越えてはならない。最少限国民年金の30%、その他の収入の税引後の20%」と規定している。

ナーシングホームはねたきり老人の施設でわが国の特別養護老人ホームと同類のものだが、病院の一種になっている。保健・医療サービス法では、第17条第1項で「患者は県当局の定める条件で、保健・医療サービスに対して料金を支払う」とだけ定められている。だが実際には、健康保険の被保険者(国民皆保険)が入院する場合、病院へは保険から一定額(1983年で45クローネ)が支払われ、入院実費の残り全部は県当局が負担するので、患者自身は無料である。国民年金受給者は保険料の支払いが免除されている代りに、入院が365日を越えると保険からの支払い分が個人負担となるのが従来であった。

ところが第17条第1項を受けて第2項で、「保険からの支払いを過ぎた年金入院患者は、入院ごとの最初の6日間を除き、支払い能力に応じた入院料を支払うものとする」と規定された。この際、「年金者自身の税引き後の収入を基礎に計算されること」「本人の個人的必要に十分な額を残すこと」が、条文に述べられている。

スウェーデンでも高齢化社会の進行に伴い、慢性病の老人患者の長期入院費を、できるだけ個人にも負担させ、県の重荷を軽減させるための法律である。また老人ホームのサービスハウスへの名目変更も、定員数を現状に押えたこととともに、老人の全面的公的サービス依存意識を減らすための意図であるといわれる。

(SOU 1984 : 44) 社会計画に於ける保健政策。

住環境、労働環境、失業、食事の基礎的研究

会員 東京農業大学教授 藤 岡 小 太 郎

本書はスウェーデンの「1990年代に向けての保健・医療」政策に関し、「1980年代の保健・医療(HS-80)」に引き続いて出版されたHS-90保健政策シリーズの一つで、SOUの名で呼ばれる政府審議会刊行物1984年度の44番目のものである。SOU1981:3が出发点となっており、続くSOU1981:4では、1)保健・医療活動は積極的な保健政策の観点から行なわれねばならぬ。2)保健・医療資源供給態勢の配置は住民の需要が決定的に重要であり、3)その配置は社会経済と労働政策の目標と限界とに関連がある、という事が出発点となり、HS-80即ち1980年代の保健・医療政策の方向が発展させられ、HS-90ではその活動は3方向を指向している。即ち保健政策一予防対策、保健・医療制度、人的資源の供給と教育となっている。

積極的な保健・医療政策活動は住民に対する健康の敵並びに疾病に関する知識を社会の各領域と市民に伝える事であると述べている。

本書の構成は、I 健康増進—若干の序論的論評、II 保健政策の観点からの住環境、III 保健・医療と労働環境の保健問題、IV 失業と労働市

場政策—若干の保健政策局面、V 食事・栄養面からの保健政策、VI 社会計画に於ける保健政策—結びの論評、とから成り立っており、本書に展開されている事項はIにその方向が示されている。即ち、健康増進と経済発展は国民の福祉の基礎である。健康の最大の敵は貧乏である。貧乏、失業、健康を脅かす住環境、労働環境、最良の食料摂取が出来ない事、等と戦う事によって国民の健康が改善される。これを高度に而も同水準で行なう為には国、地方、地域間の協力が前提である。より良い保健政策を決めるに当っては住宅、労働市場、交通、農業、食料の分野の責任に重大な関連性がある。保健・医療の分野では専門的資格と共に健康の敵並びに健康阻害の範囲と分布の解明が前提になる。これらに関する知識は他の分野の保健政策の策定に決定的な重要性を持っている。

むすびのVI章の中で、社会的観点と保健的観点とを背景とした福祉の目標を掲げた社会経済の基盤整備が必要であるとし、国としては社会医学単位と個人的医療とを推進する社会計画で保健・医療推進活動の支えとなり、推進力となる事が本質的な仕事であると述べられている。

研究会報告

スウェーデンの矯正保護について

講師 常磐大学教授 坂 田 仁

去る、3月26日、当研究所において、標記演題により坂田仁教授の講話が行われたが、その要旨を同教授にまとめていただきましたので下記に掲載します。

記

スウェーデンの犯罪に対する対策は、前世紀末からのたえざる改革によって進歩した姿を見せている。

日本と比べてみると、死刑が廃止されていること、刑罰の他に個別予防のための処分が存在すること、一般的に収容処分が回避されていること、罰金が日数罰金という特殊な形態をとっていること、受刑者の処遇の目標が社会復帰におかれていることを指摘できるであろう。

死刑は、1921年に廃止されているが、執行の最後は1911年だった。(即ち、廃止前10年間は誰も死刑になってない)

刑法上、刑罰としては、拘禁と罰金の二種類があるのみである。しかしこの他に、制裁として、条件付判決、保護観察、特別保護(精神病院への収容、社会福祉委員会への引渡など)への引渡し、制裁の免除といった、犯人の個別的事情と再犯の

防止とを考へに入れた処分を裁判所が用いることができるようになってきている。

一般に刑の期間は短い。拘禁の最低期間は14日である。(長期は16年。無期刑は存在する)。収容中の処遇は社会復帰を目的とし、一時休暇、釈放休暇などにより社会との接触が重視され、社会保障面での権利を、一般の国民と同様に保障すべきだとされている。

罰金は、被告人の経済状態に応じて定められた単位当りの金額を一定単位支払う。(例えば、1単位10クローネとして、20単位200クローネという風に)

スウェーデンは日本と同様ヨーロッパ大陸からは離れた地にあり、大陸の刺戟を受けつつ、より良いものを作り出している局面が多いように思われる。犯罪対策面でも同様で、社会福祉とともに学ぶところは多い。

体外受精規制法答申出る

—1985・2・17付 スウェンスカ・ダーグブラーデットから—

(Förslag ang. lag om provrörsbefruktning framläggas)

—ur Svenska Dagbladet. 1985. 2. 17.—

専修大学法学部 教授 菱 木 昭 八 朗
prof. Shohachiro Hishiki

つい最近到着したスウェンスカ・ダーグブラーデット(1985・2・17)によると、2月21日(木)、人工授精問題調査委員会(inseminationsutredningen)から政府に対し、第2次答申として体外受精の規制に関する法律の調査報告書が提出される運びになったということである。

同委員会から提出された第1次答申「人工授精法調査報告書」は既に人工授精法および親子法の一部改正法案となって国会を通過、この3月1日を期して実施されることになっている。

第2次答申は第1答申と異って、専ら体外受精を規制することを目的としたもので、スウェンスカ・ダーグブラーデットによると、調査会案では体外受精(provrörsbefruktning または invitrofertisering という)を受け得る対象は夫婦(内縁の夫婦を含む)に限定され、しかもそこで使用される精子・卵子は専ら夫婦自身のものに限定されているということである。

ここに体外受精とは人体から精子と卵子を取出し、それをガラス板の上で結合受精させ、受精した卵子を試験管の中で育て、ある程度育ったら再びその受精卵を女の体内に移植着床させ子供をつくる方法である。そうして生れてきた子供は俗に試験ベビーとも呼ばれている。

体外受精は主として卵管障害によって、卵子の生産は可能であるが、排卵不能のため子供を産むことの出来ない女性に対して子供を与える方法として用いられてきたものであるが、体外受精は卵管障害の女性のみならず、卵巣機能障害をもつ女性に対しても妊娠・出産を何能ならしむる方法として用いられている。たとえば卵巣障害によって卵子の生産が出来ない場合、他人の卵子を借り、これと夫の精子を体外で受精させ、受精した卵子を妻の子宮に移植着床させ産女をして出産可能にしたり、また卵巣機能には障害がないが卵管に故障があり排卵が不能で、しかも夫が不妊病のような

場合、夫以外の男の精子を用いて体外受精を行い、その結果受精した卵子を妻の体内に移植し子供を産ませることも可能になる。ということは体外受精技術の開発によって、これまで身体的欠陥によって子供をもつことの出来なかった子無し夫婦にとって子を持つ可能性が更に拡大されるに至ったわけである。

しかしスウェンスカ・ダーグブラーデットによると、今回の人工授精問題調査委員会の提案は、体内人工授精(insemination)の場合と異って、体外受精を受けられる対象と使用卵・精子の枠を限定して仕舞うというもので、一種の体外受精抑制策として体外受精を規制してゆこうとするものである。その理由は体内人工授精の場合、既に来るところまで来て仕舞っているので今更それを規制することが出来ないが、体外受精の場合まだようやくその実施が始まったばかりである。出来るだけ早い段階で社会的に問題となる芽をつまんで置こうとするものである。

しかし調査委員会案のように体外受精の枠を限定した場合、卵巣移植の問題、夫以外の男の精子を用いての体外受精についていろいろと問題が出てくるものと思われる。

今回の答申の中で最も注目すべき点は、「代理ママ」(surrogatmamma)の全面禁止が提案されていることであるという。ここに「代理ママ」とは子を産めない妻に代って、他人が代りに代理出産を引受けることであるが、今はアメリカでは既に一大ビジネスとして流行する傾向を示しているという。従って「代理ママ」禁止規定がどれだけの実効性をもってくるか疑問なしとしない。いずれにしろ、間もなく私の手許にも早晚調査委員会の報告書が送られてくるであろう。その時にもう少し詳しく調査委員会の報告書の内容を紹介したいと思っている。(1985. 2. 23 記)。

(講演会)

スウェーデン国会議員パール・ウンケル氏の講演

4月18日、東海大学校友会館において、財団法人松前国際友好財団と共催で、同財団が招聘したスウェーデン穏健党国会議員のパール・ウンケル氏の「イデオロギー上の転換点に立つスウェーデン」と題する講演が行われたが、活発な質疑応答もあり、極めて有益な講演会であった。

(研究会)

4月23日、当研究所にて、ストックホルム大学教授スティグ・ヨハンソン氏の「最近のスウェーデンの経済と企業の動向について」と題する講話が行われた。

5月13日、当研究所において、ストックホルム大学助教授レーナ・ヨハンソン女史の「揺り籠から墓場まで」と題する講話が行われた。

《SIPニュース》

スウェーデン国有鉄道に関する新方針をうちだす

クート・ブウ通信大臣は、2月26日議会に対して、スウェーデン国有鉄道(SJ)を、よりビジネスライクな法人組織に変革し、また、乗客・貨物運搬業務を最新のものにすることを目的とする対策によって、この公的業務機関を再建する為の政府案を提出した。

この計画はまた、1984/85年度の欠損金を5億クローナ(邦貨約140億円)程減少させる目的で、政府が、国の鉄道線路やその他の基盤構造物の保全に対するSJの経済的責任の肩換わりをすることを必要としている。SJの昨年度の総売上げ高は、150億クローナ(4,200億円)に近かった。

政府の説明するところによれば、国有鉄道の再建をしなかった場合には、1980年代の終りには欠損金の合計は12億~15億クローナ(336億円~420億円)にものぼることになり、1990年代には、更に20億~30億クローナ(560億円~840億円)がこれに加算される結果になる。今後一年間に政府は、下付金としてSJに合計20億クローナ(560億円)を下付し、その上輸送サービスの支払金として15億クローナ(420億円)を支払うこととなる。SJとその下部機関で雇用されている職員数は四万八千人である。

この計画によれば、すべての旅客・貨物関係の運行はコンピュータ化される。そして、旅客輸送数の改善の為に、1990年迄にスウェーデンの主要都市を結ぶルートに、最高時速160キロの速度で走行する50台の高速列車を導入することになる。

また、新しい信託会社を設立して、鉄道の貨物運搬業務を、その競争相手の運送会社(バスやトラック運送)のそれと協調をとりながら行ない、そのことにより、路線網の有効利用と、スウェーデンの主要道路を走るトラックの台数の大巾削減をはかることになる。政府の評価するところでは、現在年間400,000トンである鉄道のフラット・カー(長物車)による貨物トレーラーのビギーバック輸送量は、1990年迄に、300万トンに増やすことが可能であり、同時に、スウェーデンの道路の長物輸送トラック台数を500台減らすことができる。

昭和三十四年12月23日
昭和60年5月25日発行
第17巻第5号
毎月1回25日発行
編集責任者 中島博
発行所 社団法人スウェーデン社会研究所
定価二〇〇円

1989年自動車モデル以降スウェーデンで排気ガスの媒体清浄が義務付けられる見込

2月26日に農業省によって提出された大気汚染・酸性化に関する法案が議会によって承認された暁には、スウェーデンは、1989年モデル以降の新車すべてに対して排気ガスの媒体清浄が適用されることとなり、また、1987年半ば迄に、すべてのガソリン・スタンドにおいて無鉛油が入手できる様になる見込である。

同法案は次の様に表明している。すなわち、自動車の排気放出物について提案されている要求事項は、米国の現行基準と一致するものであり、自動車メーカならびに輸入業者は、1987年を最終メドに、媒体清浄を導入する機会を与えられるべきである。この法案はまた、トラックの為のより効果的な排気清浄法の研究を計画に入れている。

更に同法案はイオウ放出物について、1980年の放出物レベルを基準として、今年10年間のうちに65%減少させるべきであると述べており、更に、他の北欧諸国との協力のもとに、スウェーデンは、1993年迄最低30パーセントの減少を誓約を行なった20ヶ国から確保する様に率先して努力することを述べている。同省の発表に依れば、1976年から1983年の期間中に、スウェーデンにおけるイオウ放出物は、800,000トンから300,000トンに減少した。

酸性化に同様に寄与する改出物で、しかもそのレベルが1970年以来おおかた変化しないままである窒素酸化物は、1995年をメドに、同じく30%減少させるべきである。

林業と農業において、酸性化に寄与する肥料の使用は制限される。総合環境保護に関する研究の範囲のなかで、酸性化に関する研究は高い優先権を与えられるべきものであり、ヒトの健康におよぼす酸性化の影響を監視する為の特別計画が発足することとなる。同法案に含まれるその他の対策には、湖、河川、地下水資源に対するライミングの増加などがあつた。

昭和60年度事業計画

去る、4月24日に予定通り昭和60年度通常理事会および総会が開催されましたが、その席上承認を得た昭和60年度事業計画は下記の通りであります。

一 継続事業

- 1 研究会活動 月例開催
- 2 出版活動 月報発行
研究資料発行 (No. 24 スウェーデン労働者基金) ほか
- 3 情報資料の収集と資料供覧
- 4 スウェーデン語講習会 (初級、上級、高等科各年3回開講)

二 特別事業

- 1 シンポジウム
 - (1) スウェーデン穏健党国会議員ペール・ウンケル氏の講話と質疑応答
(松前国際友好財団と共催)
 - (2) ウプサラ大学教授アーバン・ダールレフ氏を囲む教育問題シンポジウム
- 2 資料収集と研究
(テーマ) スウェーデンの医療制度 (健康保険組合連合会の委託)
- 3 視察団派遣 高齢社会調査視察団 (コーディネーター 三浦文夫教授)
(60・8・24～60・9・7) スウェーデン、デンマーク、西ドイツ、オーストリー、ハンガリー
- 4 アンケート スウェーデンに関する学術研究者のリスト作成
- 5 昭和62年度が当研究所の設立20周年に当るので、その記念事業としてスウェーデン事典を刊行することとし、その編集を開始する。